

治療と仕事の両立について相談できます！

～ 千葉県地域両立支援推進チーム、治療と仕事の両立支援に関する相談先の御案内 ～

労働者が、がん等の病気になってしまった時、無理なく働き続けてもらうためには、どうすれば良いのだろうか・・・。



最近では、がん等の病気になっても、事業場において治療に対する配慮や適切な措置により、労働者が治療と両立して働き続けることができます。治療と仕事が両立できるように、事業場での取組方法等の相談先を紹介します。



治療と仕事の両立支援の大切さとは？

疾病を抱える労働者が、業務によって疾病が悪化することのないよう、治療と仕事の両立のために必要となる、一定の就業上の措置や治療に対する配慮を行うことは、「労働者の健康確保対策」として位置づけられます。

さらに、事業者にとっては、継続的な人材の確保とともに、労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上なども期待できます。

治療と仕事の両立支援の相談先は？

治療と仕事の両立支援に関する相談先は、労働局、産業保健総合支援センター、病院等各所にあり、相談内容によって異なってきます。裏面を参照の上、お気軽にお問い合わせください。

地域両立支援推進チームとは？

治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、千葉県下の労働局、自治体、関係団体等がネットワークを構築、連携を図り、その取組を推進するために設置された協議会です。各機関の取組状況の共有や取組に関する周知協力などについて協議を行います。

両立支援について詳しく知りたい場合は？

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、参考としてご覧ください。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

がん、脳卒中などの疾病を抱える従業員に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、職場における取組などをまとめた企業向けの「ガイドライン」を公表しました（平成28年2月23日）

1 治療と仕事の両立支援のため企業が取り組むべき環境整備

当事者やその同僚となりうる全ての労働者や管理職に対して研修等を通じて意識啓発

労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口及び情報の取扱い等を明確化

短時間の治療が定期的に繰り返される場合等に対応できる休暇・勤務制度を検討・導入

※時間単位の年次有給休暇がある企業割合：16.2%（平成27年）

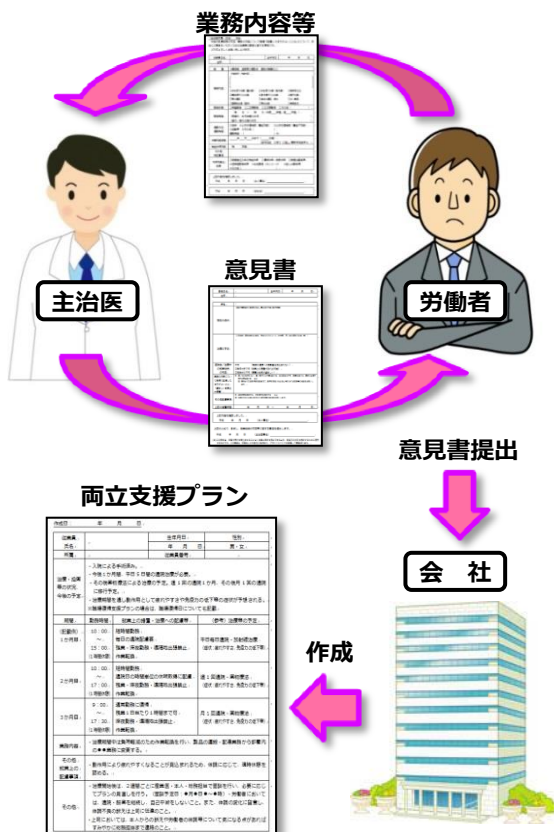
※病気休暇制度がある企業割合：22.4%（平成25年）

※短時間勤務制度を導入している企業割合：14.8%（平成26年）

※在宅勤務（テレワーク）を導入している企業割合：11.5%（平成26年）

① 労働者が事業者へ申出

- ・労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供
- ・それを参考に主治医が、症状、就業の可否、作業転換等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した意見書を作成
- ・労働者が、主治医の意見書を事業者に提出



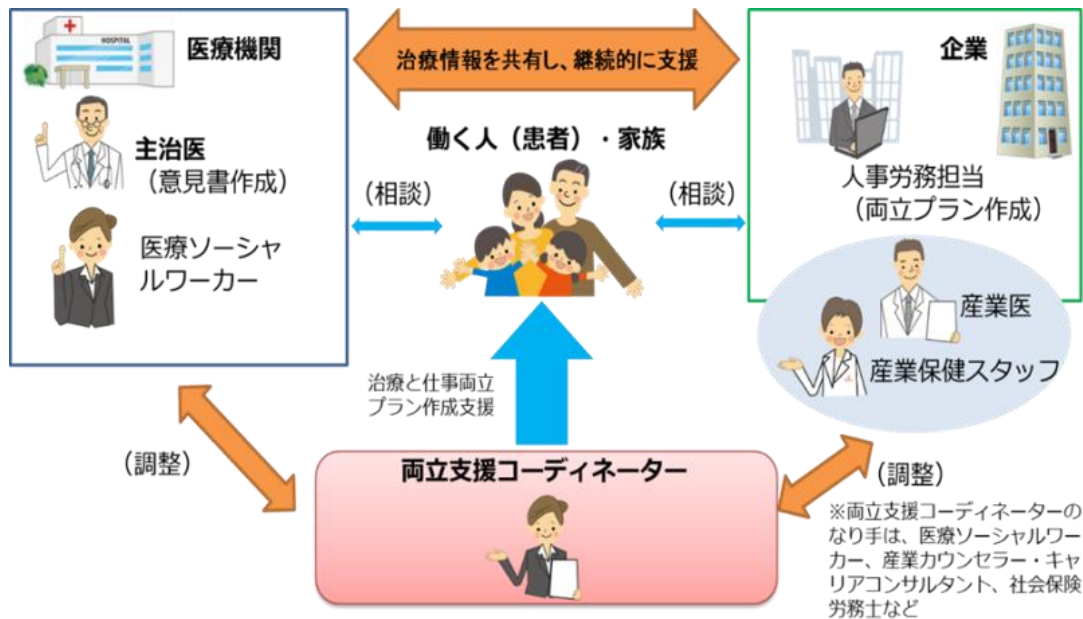
② 事業者が産業医等の意見を聴取

③ 事業者が就業上の措置等を決定・実施

- ・事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業転換等）、治療への配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

※「両立支援プラン」の作成が望ましい

トライアングル型支援



病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指します。

具体的には、治療と仕事の両立に向けて、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を構築します。（上図）

千葉県地域両立支援推進チーム

設置趣旨

千葉県における治療と仕事の両立支援に係る関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図り、千葉県の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めることを目的とする。

事務局

千葉労働局労働基準部健康安全課

メンバー

- | | | |
|---------------|-----------------|---------------------|
| ○連合千葉 | ○千葉県医師会 | ○日本医療社会福祉協会 |
| ○千葉県経営者協会 | ○国立がん研究センター東病院 | ○日本産業カウンセラー協会 東関東支部 |
| ○千葉県商工会議所連合会 | ○千葉ろうさい病院 | ○日本キャリア開発協会 |
| ○千葉県中小企業団体中央会 | ○千葉産業保健総合支援センター | ○千葉県健康福祉部 |
| ○千葉県商工会連合会 | ○千葉県社会保険労務士会 | ○千葉労働局 |

協議内容

- 両立支援に係る各機関の取組の実施状況の共有
- 各機関の取組に係る相互の周知協力
- 相談窓口の支援連携に係る各機関の役割分担及び連絡先一覧作成
- 地域の実情に応じた周知啓発（パンフレットの作成等）
- その他

千葉県におけるがん患者の就労支援等

○がん患者の就労支援に関する情報提供書について

千葉県では、がんになっても治療と仕事が両立できるよう患者の情報を共有するための情報提供書を作成しました。

- ・「従業員が復職するにあたり、何に気をつけたら良いのだろうか？」
- ・「こういう部分で会社に配慮してほしい」

という情報を患者、会社、主治医で情報共有するためのツールになっています。

詳しい説明及び様式のダウンロードはこちらから

<http://www.pref.chiba.lg.jp/pbgmv/useful/useful03/>

○がんに関する相談窓口について

県内15箇所のがん診療連携拠点病院等には、「がん相談支援センター」という相談窓口があります。休暇の取り方、治療スケジュールに合わせた働き方など、仕事を続ける上での工夫について、どなたでも無料で相談することができます。

- ・千葉県内のがん相談支援センター

<http://www.pref.chiba.lg.jp/pbgmv/consultation/consultation01/>

病院名および相談窓口	電話番号	対応曜日・時間
千葉大学医学部附属病院 がん相談支援センター(患者支援センター内)	043-226-2698 (直通)	月～金曜 9時30分～16時30分
千葉医療センター がん相談支援センター(地域医療連携室内)	043-251-5320 (直通)	月～金曜 9時00分～12時00分 13時00分～16時00分
船橋市立医療センター がん相談支援センター	047-438-3321 (代表)	月～金曜 9時00分～17時00分
東京歯科大学市川総合病院 がん相談支援センター	047-322-0151 (代表)	月～金曜 9時00分～17時00分 土曜(第2を除く) 9時00分～13時00分
順天堂大学医学部附属浦安病院 がん治療センター相談支援室 (がん相談支援センター)	047-382-1341 (直通)	月～金曜 10時00分～16時00分 土曜(第2を除く) 10時00分～12時00分
東京慈恵会医科大学附属柏病院 がん相談支援センター	04-7167-9739 (直通)	月～土曜(土曜は面談のみ) 9時00分～16時00分
松戸市立総合医療センター がん診療対策室(がん相談支援センター)	047-712-2511 (代表)	月～金曜 8時30分～17時00分
国立がん研究センター東病院 サポーターケアセンター／がん相談支援センター	04-7134-6932 (直通)	月～金曜 8時30分～17時15分
日本医科大学千葉北総病院 がん相談支援センター	0476-99-2057 (直通)	月～金曜 9時00分～16時00分 土曜 9時00分～15時00分
旭中央病院 医療連携福祉相談室	0479-63-8111 (代表)	月～金曜 8時30分～17時15分
亀田総合病院 総合相談室(がん相談支援センター)	04-7092-2211 (代表)	月～金曜 9時00分～16時00分 土曜 9時00分～11時00分
君津中央病院 がん相談支援センター	0438-36-1071 (代表)	月～金曜 9時00分～17時00分
千葉ろうさい病院 がん相談支援センター	0436-74-1111 (代表)	月～金曜 9時00分～16時00分
さんむ医療センター がん相談支援センター	0475-82-2521 (代表)	月～金曜 8時30分～17時15分
千葉県がんセンター がん相談支援センター	043-264-6801 (直通)	月～金曜 9時00分～17時00分

地域難病相談支援センターにおける取組

難病及び小児慢性特定疾病の皆さんは、各地域難病相談支援センターを介して社会保険労務士への相談ができます。

また、ハローワークに設置されている「難病患者就職サポーター」と連携し、就業を希望する難病患者さんに対して疾患の特徴に応じた支援が可能です。

* どの地域難病相談支援センターにおいても相談可能です。

機関名	担当部署	住所	電話	受付日時
国立病院機構千葉東病院	千葉地域難病相談支援センター	千葉市中央区仁戸名町 6 7 3	043-264-3118	月～金 8:30～ 17:00
順天堂大学医学部附属浦安病院	東葛南部地域難病相談支援センター	浦安市富岡 2 - 1 - 1	047-353-3111 (内線2179)	月～金 10:00～16:00
東京慈恵会医科大学附属柏病院	東葛北部地域難病相談支援センター	柏市柏下 1 6 3 - 1	04-7167-9681 (ソーシャルワーカー室)	月～土 9:30～ 16:30
成田赤十字病院	印旛山武地域難病相談支援センター	成田市飯田町 9 0 - 1	0476-22-2311 (内線7503)	月～金 9:00～ 16:00
総合病院国保旭中央病院	香取海匝地域難病相談支援センター	旭市イ 1 3 2 6	0479-63-8111 (内線2150)	月～金 8:30～ 17:15
公立長生病院	夷隅長生地域難病相談支援センター	茂原市本納 2 7 7 7	0475-34-2121	月～金 9:00～ 16:00
医療法人鉄蕉会亀田総合病院	安房地域難病相談支援センター	鴨川市東町 9 2 9	04-7099-1261 (カスタマリレーション部)	月～土 9:00～ 16:00
国保直営君津中央病院	君津地域難病相談支援センター	木更津市桜井 1 0 1 0	0438-36-1071 (内線2809)	月～金 9:00～ 17:00
帝京大学ちば総合医療センター	市原地域難病相談支援センター	市原市姉崎 3 4 2 6 - 3	0436-62-5126	月～金 9:30～ 16:00 土 9:30～ 11:30

※ 「国立病院機構千葉東病院」は、平成30年4月1日より千葉市の難病相談支援センターとなります。

がんと診断されても、 すぐに仕事を辞めないで!

やっぱり仕事を辞めて
治療に専念しなければ
ならないの?

仕事を
続けていく
自信がない。

勤務先に
迷惑をかけるかも
しれない。



がんのことを
正直に話すと、
解雇されるんじゃ
ないか?

会社の人に
どこまで話せば
いいんだろう?

仕事と治療を両立している患者さんはたくさんいます!

がんの診断時に働いていた方の約68%は、同じ職場に復帰していることが、厚生労働省の研究班の調査(2012年)で明らかになりました。

働くことは生活や治療継続のためだけではなく
生き甲斐や生活の質の維持にもつながります。

仕事を辞めるという決断をする前に、一度立ち止まって考えてみてください。

step 1 まずは、情報を集めましょう

1 利用できる公的制度を確認しましょう。

▶ 高額療養費制度

同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が、あとで払い戻される制度です。

▶ 傷病手当金

会社を休んだときに、療養中の生活保障として支給する制度です。

2 会社員として持っている権利を知って下さい。

▶ 就業規則はどうなっているだろうか?

休職期間や、休職期間中の給与の条件など、確認をしてみましょう。

▶ 辞めると失ってしまう権利がないかの確認も忘れずに

会社に属していることで、ご加入の保険組合独自の高額療養費制度や傷病手当金の付加給付制度が設けられている場合があります。

3 治療に関する情報の理解を深めて下さい。

▶ 治療の時間的見込みは?

▶ これから受ける治療の副作用が、就労にもたらす影響は?

倦怠感・外見変化・消化器症状・排尿障害など、がんの部位や治療内容により、生じる副作用も異なります。

step 2 他の患者さんの経験を知ること も力になります

他の患者さんの経験や工夫などについてインターネットから情報を得ることもできます。

- 国立がん研究センター がん情報サービス
<http://ganjoho.jp/public/index.html>
- 千葉県がん情報 ちばがんび
<http://www.pref.chiba.lg.jp/pbgmv/>
- がんと共に働く 知る・伝える・動き出す
http://special.nikkeibp.co.jp/atclh/work_with_cancer/

step 3 会社と相談してみよう

会社に病気のことを伝える時は、次のような情報を伝えたり確認するとよいでしょう。

- ▶ 現在の状態、当面の治療スケジュール
必要に応じて会社と医療機関の連携も可能です。
- ▶ 仕事に関するご自身の希望
- ▶ 会社で利用可能な福利厚生制度

千葉県では、事業所と主治医の連携をサポートする “復職・就労継続支援に関する診断書(情報提供)”を 作成しています。

医療機関(主治医)との連携の流れ

事業所



▶ 休職

従業員に、事業所と主治医が情報共有することについて、同意を得た上で、情報提供依頼書に、従業員の職務内容を明記してください。

▶ 復職

従業員と事業所で、復職の時期や形態を検討する際に、診断書(情報提供)の情報を参考にしてください。



▶ 定期的なフォローアップ

治療内容により、就業上、必要となる配慮が変化することがあります。従業員に、定期的に面談を実施するなどフォローアップを行うとともに、必要に応じて、医療機関との情報共有を実施しましょう。

事業所が記入したものを従業員(患者さん)が持参

step 1

従業員の職務内容
について情報提供
情報提供依頼書・
診断書(情報提供)様式

従業員(患者さん)が
事業所へ持参

step 2

治療の見通しや
配慮すべき事項に
ついて情報提供
診断書(情報提供)

step 3

必要に応じて
情報共有

がん治療を行う医療機関



▶ 初診・精密検査

治療方針が決定するまでに約1か月を要します。

▶ 入院・治療

治療の見通しや、起こりうる副作用について、医師や看護師・薬剤師等より説明を行います。



▶ 退院

退院時に、診断書(情報提供書)を作成します。
また、本人・事業主・主治医との面談も可能です。



▶ 外来通院開始

体調の変化や治療内容の変更が生じた場合は、改めて情報共有が可能です。

詳しくは千葉県ホームページをご覧ください。

・ **がんと診断されても、すぐに仕事を辞めないで！**

<http://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/gan/shurouannai.html>



日本キャリア開発協会における取組

就労支援の専門家キャリアコンサルタントによる仕事と治療の両立支援

あなたらしく**働く未来**に向かって
新しい一歩を踏み出しませんか

患者向け「30分無料電話相談」

<https://www.j-cda.jp/hatarakikata/>

＜予約制・平日10-19時＞
日本キャリア開発協会の
ホームページより
申込みください！



あなたも職場も、働くことを諦めないで！

治療が始まってからも人生は続きます。

これからの働き方についてほんの少し立ち止まって考えてみませんか？

就労支援の専門家であるキャリアコンサルタントと共に、今の状況や思いを整理し、相談者が納得感のある、自分らしい選択ができるようにサポートします。また、職場での誤解や気持ちの行き違いの原因がどこにあるのかを一緒に考え、周囲の理解を得るためにどうすればいいのかアドバイスします。

働く人

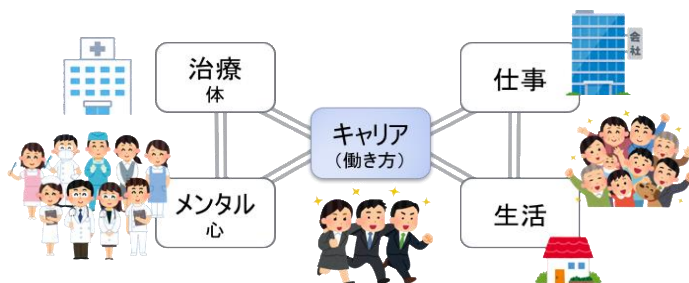
- ・通院しながら仕事を続けられるかな
- ・会社に迷惑をかけてしまいそうで不安
- ・女性特有のがんは男性上司に話しにくい

上司
職場

- ・治療や副作用のこと聞きづらいな
- ・辛そうだ、上司としてどうすれば・・・
- ・なんて声をかければいいのか

- ・新たな考えや選択肢が見えてきた！
- ・これからの働き方が明確になった！
- ・上司や同僚へ必要なことを話せた！

- ・気持ちや考えが整理され、前向きになってよかった！
- ・どうしたいのか具体的に聞けたから安心できた
- ・これから職場のみんなで応援できそう！



キャリアコンサルタントとは

「今後の働き方を支援する」専門家です。これまでの民間資格から2016年度に国家資格となりました。主に「就職支援」、「就労支援」、「能力開発」、「職業人生の(再)設計」などを担い、変化する社会や環境に適応できるよう個人の自立を促し、組織の中で活躍し続けられるよう支援しています。ハローワークなどの行政、人材紹介や人材派遣、大学や専門学校などでの就労・就職支援のほか、企業の人事部門やNPOなどの非営利組織など、様々な現場で活動しています。治療と仕事の両立支援においても、国家資格試験機関である日本キャリア開発協会とキャリアコンサルティング協議会が支援しています。

千葉産業保健総合支援センターにおける取組

事業者、産業保健スタッフの皆さまへ

病気になっても仕事を続けられる 職場環境を作りましょう！

近年、がんの治療は進歩し、がんになっても仕事を辞めず、働き続けることができるようになってきました。企業としては、今後、労働者の高齢化に伴い、がん罹患する社員の増加が見込まれるため、経営の観点からも、社員が治療を続けながら働くことができる環境を整備する必要があります。「治療と職業生活の両立支援対策」は、メンタルヘルス対策と同様に、今、企業が取り組むべき大きな課題の一つです。

独立行政法人労働者健康安全機構では、両立支援に関する各種支援を**無料**で提供しています。ぜひご利用ください。

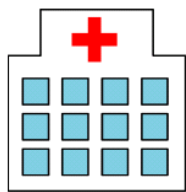
<提供している主なサービス>

- ・事業者に対する啓発セミナー
- ・事業場への個別訪問支援
- ・患者（労働者）と事業場との個別調整支援
- ・管理監督者向けの両立支援教育
- ・両立支援に関する相談
- ・情報提供

病気になっても、働き続けることを多くの人が希望しています。私たちが両立支援をお手伝いします。

人事担当者と主治医の連絡調整を支援してもらい、安心して治療を受けています。

主治医から「職場復帰可」の診断書と就業にあたっての意見書をもって出社日の相談に会社に行ったところ、すぐ職場復帰支援プランを作成してもらえました。今は時間単位の有給休暇を活用して、治療と仕事を両立させています。



【お問合せ先】

千葉産業保健総合支援センター

TEL 043-202-3639

受付時間：月～金曜日（9時～16時30分）祝日を除く

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8階

◎ 専門の相談員が対応する必要がある場合は、別の日に改めて対応させていただきます。ご了承下さい。

千葉ろうさい病院における取組

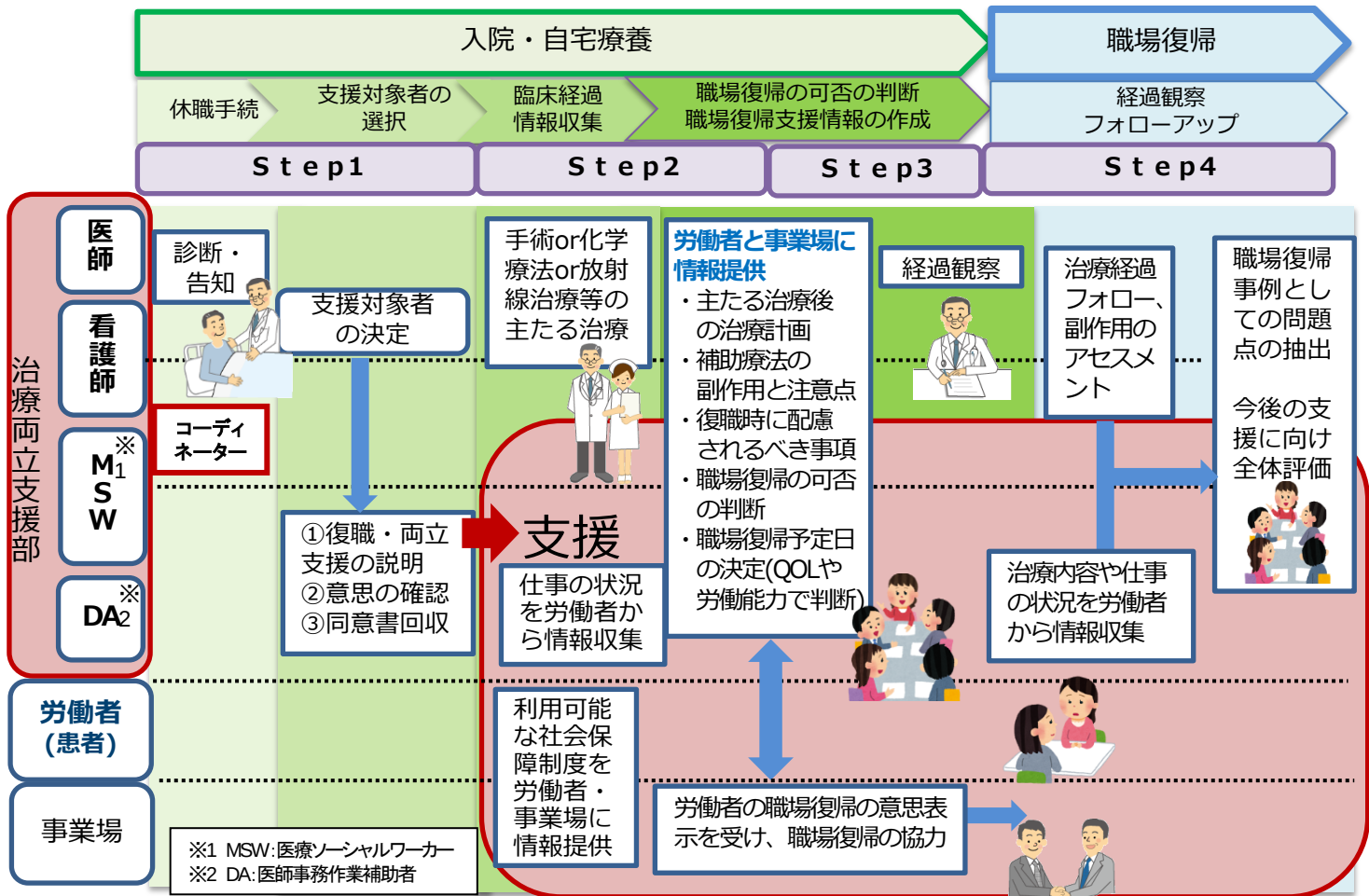


図1 治療就労両立支援モデル事業の流れ

- * 平成26年4月から、治療と就労の両立支援に対する取組が全国の労災病院で開始されました。
- * 窓口は「治療就労両立支援部」であり、治療就労両立支援モデル事業による枠組を活用し多職種で対応しています（図1）。
- * 当院では平成28年3月から、消化器外科・乳腺外科で手術予定のがん患者に対して、両立支援のスクリーニングを開始しました。
- * 年齢、就労状況をもとに、入院期間中に両立支援の案内（図2）を医療ソーシャルワーカーが配布し、支援希望に応じて対応しています。
- * がん相談支援センターとも連携しており、就労に関する気がかりな事案がある場合、両立支援のご案内をしています。
- * 平成28年9月から千葉産業保健総合支援センターの委託を受け、事業所からの相談にも対応しています。

千葉ろうさい病院では、
がんで治療中の方々の
両立支援を行っています

両立支援とは、がんの治療を受けながら働く方々に対する、休業から職場復帰や治療と就労の両立が続けられるための支援のことをいいます。

場所：1F 患者相談窓口
時間：原則毎週水曜日 13時～16時（祝日除く）
※上記でご都合がつかない方は、平日の別の時間に調整することもご相談可能です。
担当：医療ソーシャルワーカー

図2 両立支援事業の案内

千葉労働局における取組

がん患者等に対する就職支援事業

○ がん・肝炎・糖尿病等の疾病のため長期療養しながら、働きたいという方への就業支援事業として、ハローワーク千葉1階の専門援助部門内に長期療養者職業相談窓口を設置し、専門相談員による担当制職業相談、がん診療連携拠点病院等と連携した出張相談等による就職支援を実施しています。

がん診療連携拠点病院等



がん患者等

本人、相談支援センター相談員も交えた相談

➤ 相談支援センターへのお出張相談

相談

相談支援センター



➤ 労働市場、求人情報等雇用関係情報の提供

・就職希望者の誘導
・本人の医療関係情報の提供

● 連携先拠点病院 2か所
千葉医療センター(H28.8～)
国立がん研究センター東病院(H29.8～)

事業主等向けセミナー

ハローワーク千葉

(千葉県での事業実施所)



➤ 個々のがん患者等の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介

➤ がん患者等の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導

➤ がん患者等の就職後の職場定着の支援

⇒ 専任の就職支援ナビゲーターが実施

助 成 金

障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）

趣 旨

- 障害及びがんなどの反復・継続して治療が必要となる傷病を負った労働者が、それぞれの障害や傷病の特性等に応じて、最大限活躍できる環境を整備することが必要であり、職場定着支援、治療と仕事の両立支援を推進していくことが重要である。
- このため、障害者及びがん患者などが、その特性に配慮した勤務時間管理や治療や通院のための休暇等を取得可能とする社内制度を事業主が整備することに対して助成することにより、障害や傷病にかかわらず職場で活躍できる社会の実現を目指す。

事業概要

対象措置

就業規則等を変更し、柔軟な休暇の取得や時間管理が可能となるような制度を導入し、労働者に適用する。

(例)

- ・通院等に配慮した休暇制度
- ・障害・傷病特性に配慮した勤務時間短縮
- ・身体の負担に配慮した時差出勤制度

等

助成額

10万円

支給手続きの流れ

「両立支援制度整備計画書」を都道府県労働局に提出・認定



計画期間（3～12か月）中に、就業規則等を改正し、労働者に適用



計画期間の末日の翌日から2か月以内に支給申請書を労働局に提出



支給決定、助成金の支給

妊娠中の通院休暇・母性健康管理措置等

会社に規定がなくても、パートやアルバイトで働いている方も会社に申出ることができます。

休暇や措置を申出したことによる解雇等の不利益取扱いは男女雇用機会均等法で禁止されています。

妊婦健康診査等を必ず受けましょう

妊娠中は、普段より一層健康に気をつけなければなりません。あなた自身やお腹の中の赤ちゃんの健康のため、できるだけ早く健康診査等を受けましょう。

健康診査等を受けるための時間が必要な場合は、会社に申請しましょう。(有給が無給かは会社の規定によります。)

※健康診査・保健指導申請書

http://www.bceei-navi.mhlw.go.jp/common/pdf/kenkoushinsa_hokensidou.pdf

健康診査の回数

- 妊娠23週まで 4週間に1回
- 妊娠24週から35週まで 2週間に1回
- 妊娠36週以後出産まで 1週間に1回

※医師又は助産師(以下「医師等」といいます。)がこれと異なる指示をしたときはその指示に従って健康診査等を受けましょう。

男女雇用機会均等法では、事業主に健康診査等のために必要な時間の確保を義務づけています。(男女雇用機会均等法第12条)

医師等の指導を受けたら

医師等から、妊娠中の通勤緩和、休憩時間の延長、つわりやむくみなどの症状に対応して勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、会社に申し出て措置を講じてもらいましょう。

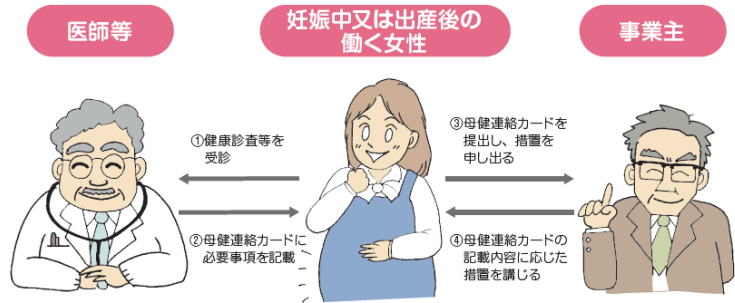
指導事項を会社にきちんと伝えることができるよう、医師等に「母性健康管理指導事項連絡カード」(3～4ページ参照)に記入してもらい、会社へ提出しましょう。

男女雇用機会均等法では、事業主に、健康診査等に基づく指導事項を守ることができるようにするため、必要な措置を講じることを義務づけています。(男女雇用機会均等法第13条)

母健連絡カードの利用方法

- ① 健康診査等を受診します。
- ② 医師等から通勤緩和などの指導を受けた場合に、医師等に母健連絡カードに必要な事項を記入してもらいます。
- ③ 女性従業員は母健連絡カードの「指導事項を守るための措置申請書」欄に必要な事項を記入した上で、事業主に提出し、必要な措置を申し出ます。

※女性従業員から母健連絡カードが提出された場合、事業主は母健連絡カードの記載内容に応じ、男女雇用機会均等法第13条に基づく適切な措置を講じる義務があります。



母健連絡カードの入手方法

- 厚生労働省ホームページからダウンロードすることができます。
<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-25-1.htm>
- ほとんどの母子健康手帳に様式が記載されているので、それをコピーして使用できます。

仕事と不妊治療の両立について

働きながら
不妊治療を受ける
従業員へのご理解を
お願いします



近年の晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられます。

また、仕事と不妊治療の両立に悩み、やむを得ず退職する場合も多いと言われています。

不妊治療を受ける方は、一定の職務経験を積んだ年齢層であることも多く、企業の貴重な戦力であると考えられ、仕事と不妊治療の両立について職場で理解を深め、従業員が働きやすい環境を整えることは、有能な人材の確保という点で企業にもメリットがあるはずです。

～こんな制度があれば両立しやすい～

不妊治療は、頻繁に通院する必要があるものの、1回の治療にはそれほど時間がかかるわけではありません。このため、

- 通院に必要な時間だけ休暇を取ることができるよう、年次有給休暇を時間単位で取得できるようにする※
- 不妊治療目的で利用できるフレックスタイム制を利用して、出退勤時刻の調整ができるようにする

など柔軟な働き方を可能とすることによって仕事との両立をしやすくする取組のほか、不妊治療のための休暇(休職)制度を設けたり、治療費の補助や融資を行うなど、独自の取組を行っている企業もあります。※使用者は、労使協定を締結することにより1年に5日分を限度として時間単位で年次有給休暇を与えることができます。

企業が行う独自の取組例(年次有給休暇以外の休暇制度)

- 不妊治療を目的とした休暇制度を導入する
- 多目的休暇の取得事由に不妊治療を追加する
- 失効した年次有給休暇を積み立てて使用できる「積立(保存)休暇」の使用理由に不妊治療を追加するなど

職場では プライバシーの保護に配慮を

不妊や不妊治療に関することは、その従業員のプライバシーに関することです。従業員自身から相談や報告があった場合でも、本人の意思に反して職場全体に知れ渡ってしまうことなどが起こらないよう、プライバシーの保護に配慮する必要があります。

また、職場での従業員の意に反する性的な言動(性的な事実関係を尋ねる、性的な冗談やからかい等)は、セクシュアルハラスメントになる可能性がありますので注意が必要です。

テレワーク制度の普及促進

情報通信技術を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方

本来勤務する場所から離れて、自宅などで仕事をするにより、業務の効率化や、通勤負担の軽減によるワークライフバランスの実現を図ることができます。

テレワークの形態



在宅勤務：自宅を就業場所とする働き方。通勤負担が軽減され、時間を有効に活用できます。

モバイルワーク：移動中（車内等）や顧客先、カフェなどを就業場所とする働き方。時間を効率的に活用できます。

サテライトオフィス勤務：所属オフィス以外のオフィスやワーキングスペースを利用する働き方。業務に集中できる環境で就労できます。

従業員 メリット

- ・子育てや介護をしながらの勤務が可能。
- ・家族との時間、趣味や自己啓発の時間が増える。
- ・職場との連携が促進され、信頼関係が強くなる。
- ・仕事の満足度が上がり、貢献意欲が高まる。

企業 メリット

- ・優秀な人材の確保。
- ・資料の電子化、業務改善。
- ・通勤費やオフィス維持費等の削減。
- ・非常時でも事業を継続でき、早期復旧。
- ・顧客との連携強化、従業員の連携強化。
- ・企業のブランドイメージ向上。

病気療養のための休暇制度導入支援

近年の医療技術の進歩により、これまでは治らないとされてきた疾病が治るようになる一方で、長期にわたる治療等が必要な疾病やメンタルヘルス上の問題を抱える労働者の数が増加しています。こうした労働者をサポートするため、次のような休暇制度を導入する必要性が高まっています。

時間単位・半日単位の年次有給休暇制度

時間単位の年次有給休暇については、労働基準法に基づき、労使協定を締結することにより、年に5日を限度に取得できます。

病気休暇制度

私傷病の療養のために、年次有給休暇以外で利用できる休暇制度。取得できる要件や期間は、労使の協議あるいは休暇を与える使用者が決定することが一般的。

失効年休積立制度

失効した年次有給休暇を積み立てて、病気等で長期療養する場合に使えるようにする制度。導入している企業は、全体の23.4%＊。

短時間勤務制度

一定の期間、所定労働時間を短縮する短時間勤務制度を導入している企業は42.7%。そのうち疾病治療のために制度を利用できる企業は54.2%＊。

「多様な正社員」の円滑な導入・運用支援

正社員

- ①労働契約の期間の定めがない
- ②所定労働時間がフルタイムである
- ③直接雇用である

多様な正社員

- ①勤務地限定
- ②職務限定
- ③勤務時間限定(短時間正社員など)

企業

優秀な人材に辞めてほしくない！

地元で働きたい！

従業員

高度の専門分野の人材を活用したい！

能力を活かして働きたい！

技能継承、地域に根ざした事業を展開したい！

子育てしながら正社員として働きたい！

課 題

有能な非正規雇用の労働者が雇用の不安定さを理由に離職してしまう

多様な正社員の活用ケース

転勤や長時間労働等が困難等の各自の事情により、雇用期間の定めがなく能力を活かせる働き方を用意する。

勤務地域限定

職務限定

勤務時間限定

勤続5年を超えた非正規雇用の労働者を無期転換する際の行先(雇用区分)が決まらない

転勤やフルタイム勤務が困難等の事情により、既存の或いは新設した多様な正社員区分を無期転換の受入先とする。

勤務地域限定

職務限定

勤務時間限定

非正規雇用の労働者が多く、技能の蓄積・承継が進まない

雇用の期間の定めがなく、地元定着型の就業を可能とし、技術の蓄積・承継が行える環境を整備する。

勤務地域限定

職務限定

育児や介護を理由に離職する正社員がいる

転勤や長時間労働等が困難な各自の事情に合わせて、継続勤務できる働き方を用意する。

勤務地域限定

勤務時間限定

職務の範囲が狭い一般職の育成が進まない

一般職よりも職務の幅を広げ、キャリア形成やキャリア・アップの機会を設けた上で、転勤のない働き方を用意する。

勤務地域限定

職務限定

高度な専門性を必要とする業務を超える人材がいらない

職務を高度な専門分野に限定して、特定の業務を専門とするプロフェッショナル人材を雇用する。

職務限定

テレワーク、多様な正社員について詳しい情報は「働き方・休み方改善ポータルサイト」をご活用ください

URL <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

治療就労両立支援の取組事例

M氏60歳代男性、製造業。妻と二人暮らし。

＊現病歴：X年12月に大腸がんのため腹腔鏡補助下S状結腸切除術を行いました。

手術の1週間後に腸閉塞になり、再入院による3週間の減圧治療が必要でした。

その翌月から再発予防のため内服化学療法が開始となりました。

＊支援開始のタイミング：再入院後、退院初回の外来時（内服抗がん剤を開始する前日）

＊支援期間：X年12月～X+1年7月（8か月間）

＊支援の経過：

①スクリーニングによる治療就労支援事業（以下、両立支援）の案内

手術前日に両立支援の案内をしましたが、「会社と話がついている」と面談の希望はありませんでした。

②両立支援開始（初回面談）

主治医から両立支援の依頼があり、両立支援担当のチームで面談しました。

各職種のかかわりは以下の通りです。

- ・医療ソーシャルワーカー：傷病手当制度や失業手当、高額療養費について説明し、制度利用のタイミングについて話し合いました。
- ・看護師：再入院の間にご本人に相談がないまま、後輩が後任となっていました。自尊心が傷つき退職も考えたという悔しさや、これまで仕事に取り組んできた想いをじっくりうかがいました。また、内服抗がん剤による副作用症状、仕事への影響と予防策について話し合いました。
- ・医師事務作業補助者：事業の説明と勤務状況などの背景を確認しました。

③その後の経過

医師の診断書と両立支援の資料をもとにご本人自ら会社側と交渉し、社長の意図を知る機会につながりました。そして、病気になる前の待遇を維持したまま負担を減らして勤務継続が可能になったと報告を受けました。補助療法終了までの期間は定期的な面談を継続し、就労状況や副作用症状の確認とケア方法について話し合いました。

事業終了後のアンケートには「病気になって身も心も弱くなってしまっていたが、勇気づけられた」と記載がありました。適切な時期の社会保障制度の知識提供や情緒的な支援が、就労継続への意欲を後押しすることを学びました。

治療と仕事の両立支援の相談先

施設名称	相談できる内容	所在地	連絡先
千葉労働局 健康安全課	治療と仕事の両立支援 全般	〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎3F	Tel:043-221-4312 Fax:043-221-6868 Mail:kenkouanzenka- chibakyoku@mhlw.go.jp
千葉労働局 職業対策課	治療と仕事の両立支援 制度に係る助成金	〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎4F	Tel:043-221-4391 Fax:043-202-5141
千葉労働局 雇用環境・均等室	妊娠・出産に伴う通院休暇、 母性健康管理措置等 テレワーク、多様な正社 員等	〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1F	Tel:043-221-2307 Fax:043-221-2308
千葉公共職業安定所 専門援助部門 長期療養者職業相談窓口	就職を希望する長期療養者 に対し、職業相談を実施	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	Tel:043-242-1181 (部門コード43#) Fax:043-204-6188
千葉産業保健総合 支援センター	事業者からの治療と仕事の 両立支援の相談全般 事業者に対する啓発 セミナー等	〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8F	Tel:043-202-3639 Fax :043-202-3638
千葉県社会保険 労務士会	事業者・労働者双方から の両立支援に関する相談	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-7-5 富士見ハynesビル7F	Tel:043-223-6002 Fax :043-223-6005 Mail:info@sr-chiba.org
国立がん研究センター 東病院 がん相談支援センター	治療と仕事の両立支援全般 患者・事業者双方からの両 立支援に関する相談	〒277-0882 柏市柏の葉6-5-1	Tel:04-7133-1111 Fax:04-7131-5390
日本産業カウンセラー協会 東関東支部 相談事業部	労働者(患者)からの両立 支援に関する相談 事業場と労働者(患者)間 の調整支援	〒277-0005 柏市柏2-6-17 染谷エステートビル3F	Tel:04-7168-7160 Fax :04-7168-7180 Mail:cocoronosoudan@ co-higashikanto.jp
日本キャリア開発協会	治療と仕事の両立支援全般 労働者(患者) からの両立支 援に関する相談	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸薬町2- 14-5 KDX兵町中ノ橋ビル4F	URL:https://www.j-cda.jp/ /hatarakikata/
千葉県中小企業 団体中央会	両立支援を普及促進する ため事業者等に対する啓 発セミナー等(本会主催)	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3F	Tel:043-306-3282 Fax:043-227-0566 Mail:web-master@chuokai- chiba.or.jp
千葉県商工会 連合会	一般的な労務管理	〒260-0013 千葉市中央区中央2-9-8	Tel:043-305-5222 Fax:043-222-5133 Mail:post@chibaken.or.jp
千葉県経営者協会	両立支援を普及促進する ため事業者等に対する 啓発セミナー等	〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-3	Tel:043-246-1158 Fax :043-246-0729
日本労働組合総連合会 千葉県連合会	一般的な労務管理	〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10	Tel:043-201-2022 Fax:043-201-2023 Mail:info@chiba.jtuc-rengo.jp
千葉県商工会議所 連合会	両立支援を普及促進するた め、県内21商工会議所を通 じた事業者等への周知	〒260-0013 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館	Tel:043-222-7110 Fax:043-227-4107 Mail:chiba-01@cfcci.or.jp